

議 案 第 5 8 号

新居浜市職員の育児休業等に関する条例及び新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の育児休業等に関する条例及び新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市職員の育児休業等に関する条例及び新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

（新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 1 条 新居浜市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 2 条の 4」を「前条」に改める。

第 1 9 条第 2 号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第 2 0 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規

定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２ 法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２０条の３ 法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２０条の４ 法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

（２）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２０条の５ 法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 21 条中「部分休業」を「法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 22 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 法第 19 条第 6 項において準用する法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

（新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 43 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の新居浜市職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じて、部分休業の柔軟な取得を可能とする等のため、本案を提出する。